

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人愛知県薬種商協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を名古屋市中区大須一丁目 35 番 31 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、消費者に対する薬事知識の普及啓蒙等を行うとともに、薬種商の倫理及び職能の水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、保健衛生及び公衆衛生の向上並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 消費者に対する薬事知識の普及啓蒙に関する事項
- (2) 保健衛生及び公衆衛生の向上に関する事項
- (3) 薬事に関する講習会、座談会及び研究会の開催
- (4) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事項
- (5) 薬種商の倫理及び職能の向上に関する事項
- (6) 機関紙の刊行
- (7) その他、この法人の目的達成に必要な事項

第 2 章 会 員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 愛知県内において薬種商販売業を営む者。(ただし、薬種商販売業を営む者が法人である場合は、その業務を行う役員またはこれに準ずる者とする)
- (2) 準会員 本会の趣旨に賛同する者。

(会費)

第 6 条 会員は、細則で定めるところにより会費を納入しなければならない。

2. 会長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、理事会の議決を経て会費を減免することができる。
3. 特別の理由があるときは、代議員会の議決で定めるところにより、会員に特別会費を賦課することができる。

(入会)

第 7 条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要な事項を記入し、支部長を経て会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を支部長を経て会長に届け出なければならない。

2. 会員が死亡し、また廃業したときは退会したものとみなす。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決によりこれを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉をき損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (2) 会費の納入を怠り、細則で定める催告を受けた後 1 年を経過しても納入しないとき

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会し、または除名された会員が、既に納入した会費、その他の金品は返還しない。

(その他)

第 11 条 この章に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は細則で定める。

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人以上3人以内
 - (3) 理事（会長及び副会長を含む）10人以上14人以内
 - (4) 監事 2人以上3人以内
2. 役員は、総会において選任する。
 3. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、会務執行を決定する。
4. 監事は、民法第59条の職務をおこなう。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、辞任した場合、または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

2. 第9条の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合にも準用する。

(報酬)

- 第 16 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
2. 役員には、費用を弁償することができる。
 3. 前 2 項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(その他)

- 第 17 条 この章に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は細則で定める。

第 4 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

- 第 18 条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 3. 顧問及び相談役の任期は、2 年とする。
 4. 顧問は、法人の重要事項につき会長の諮問に応ずるほか、随時意見を述べることができる。
 5. 相談役は、この法人の運営に関し会長の相談に応ずるほか、随時意見を述べることができる。
 6. 顧問及び相談役は、会長の要請があるときは、各会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第 5 章 代議員

(設置)

- 第 19 条 この法人に、代議員及び予備代議員を置く。
2. 代議員及び予備代議員は、支部ごとに、その正会員の互選によって定める。
 3. 代議員及び予備代議員の定数及び選任の方法に関し必要な事項は、細則で定める。
 4. 代議員に支障があるときは、予備代議員が支部においてあらかじめ定めた順序により、これを代理するものとする。

(任期)

第 20 条 代議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠または増員により選任された代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(兼務禁止)

第 21 条 代議員は、この法人の役員を兼ねることはできない。

第 6 章 会 議

(種別)

第 22 条 この法人の会議は、総会、代議員会及び理事会とする。

2. 総会は、通常及び臨時総会とする。
3. 代議員会は、通常及び臨時代議員会とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 代議員会は、代議員をもって構成する。
3. 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の権能)

第 24 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他、この法人の運営に関する重要な事項

(代議員会の権能)

第 25 条 代議員会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 庶務及び会計に関する報告の承認
 - (2) 細則の決定及び変更の承認
 - (3) 総会に附議すべき事項
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項
2. 代議員会は、前項の規定により議決した事項を総会に報告しなければならない。

(理事会の権能)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び代議員会に附議すべき事項
- (2) 会務の運営及び事業の執行に関する事項
- (3) その他、総会及び代議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2. 臨時総会は、代議員会もしくは理事会が必要と認めたとき、または正会員総数の5分の1以上もしくは監事全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3. 通常代議員会は、毎年2回開催する。
4. 臨時代議員会は、理事会が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
5. 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第27条 会議は会長が招集する。

2. 総会を招集するには、正会員に対し、代議員会を招集するには、代議員に対し、理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のなかから選任する。

2. 代議員会の議長は、その代議員会において出席代議員のなかから選任する。
3. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第30条 会議は、総会においては正会員、代議員会においては代議員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第31条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員、代議員または理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員、代議員または理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のために会議に出席することができない正会員、代議員または理事はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員、代議員または理事の現在数

(3) 会議に出席した正会員数、代議員数、または理事の氏名（書面表決及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には出席した正会員、代議員または理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第7章 資産

(構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(管理)

第35条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

第8章 事業計画及び会計

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及び収支予算は会長が作成し、年度開始前に総会の議決により定めなければならない。

(事業報告及び決算報告)

第37条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録等は会長が作成し、監事の監査を経て、年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第38条の2 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期間が1年未満の借入れを除き、愛知県知事へ届け出なければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 支部及び支部長

(設置)

第40条 この法人に、細則に定める地域の区分に従い支部を設置する。

(支部長)

第41条 支部長は、当該支部の会員のなかから選任する。

2. 支部長は、支部における会務を処理する。
3. 支部に関し必要な事項は、理事会で定める。

第10章 事務局及び職員

(事務局)

第42条 この法人に、その事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て定める。

(備付書類及び帳簿)

第43条 事務局には、常に次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産及び負債の状況を示す書類
- (7) その他、必要な帳簿及び書類

(職員)

第44条 この法人に、職員を若干人置くことができる。

2. 職員の任免、給与、分限及び執務に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、

愛知県知事の許可を受けなければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 46 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。
3. 解散に伴う残余財産処分は、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、愛知県知事の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第 12 章 雑 則

(委任)

第 47 条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この定款の変更は、愛知県知事の許可のあった日（平成 14 年 9 月 19 日）から施行する。

(設立当初の役員)

2. この法人の平成 14 年度役員は、第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

(設立当初の代議員)

3. この法人の平成 14 年度の代議員は、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙代議員名簿のとおりとし、その任期は第 20 条の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

(設立当初の事業計画及び予算)

4. この法人の平成 14 年度の事業計画及び収支予算は、第 24 条第 1 号及び第 36 条の規定にかかわらず、第 31 回通常総会の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

5. この法人の平成 14 年度の会計年度は、第 39 条の規定にかかわらず、平成 14 年 9 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。